パターン	症状等	刘応	OBB	1日目 2日目	3日目	4⊟目	5日目	6⊟目	7日目	888	9日目	10日目	11日目 12日目 13日目 14日目 15日	目 出勤不可期間後の出勤時の必要事項				
1	教職員の感染が判明 (有症状病原体保有者または みなし感染者) (最短例)	出勤不可 ※保健所または大学の指示に従う	発症(判明前に出勤していれば最終出勤日)	症状あり症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	体調回復	無症状	無症状	無症状		・大学に口頭で報告				
			出勤不可(発症日から10日経過し、且つ回復後72時間経過するまで)										出勤	• 特休願提出				
2	教職員の感染が判明 (有症状病原体保有者で2回陰 性確認を受ける場合) (一例)	出勤不可 ※保健所または大学の指示に従う 注4) PCR検査の感度参照	発症(判明前に出勤していれば最終出勤日)	症状あり症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	体調回復	検体 採取	陰性判明 検体採取	陰性 判明			・大学に口頭で報告				
			出勤不可(発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、 症状軽快後に24 時間間隔でPCR検査2回陰性確認するまで)									出勤		• 特休願提出				
3	教職員の感染が判明 (無症状病原体保有者)	出勤不可 ※保健所または大学の指示に従う 注4) PCR検査の感度参照	検体採取日	感染 判明 無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	健康観察	健康観察	健康観察		・大学に口頭で報告				
			出勤不可(PCR検査陽 ただし、10 日間	性と判定されて7E]を経過するまでは	日間経過、要健康	動するまで 康観察	<u>"</u>)			出勤				• 特休願提出				
4	教職員の感染が判明 (無症状病原体保有者で2回陰 性確認を受ける場合)	出勤不可 ③でも対応可 ※保健所または大学の指示に従う 注4) PCR検査の感度参照	検体採取日	感染 判明 無症状	無症状	無症状	検体 採取	陰性判明 検体採取	陰性判明	健康観察	健康観察	健康観察		・大学に口頭で報告 ・特休願提出				
			出勤不可(PCR検査後4日間経過後) ただし、10 日間	に24 時間間隔でF]を経過するまでは	PCR検査 、要健康	至2回陰性 東観察	確認する	るまで)		出勤								
(5)	教職員が家族以外との濃厚接 触者に特定された場合 注7)		感染者と最後に接触した日	無症状 無症状	無症状	無症状	無症状	健康観察(健康観察	健康観察	健康観察	健康観察		・大学に口頭で陰性報告 ・大学に口頭で保健所や医療機関からの自宅待機を指示された期間についての報告 ・特休願提出				
			出勤不可(教職員が陰性と判明した場合、感自宅待機) ただし、10 日間を なお、注3-2)の	経過するまでは、	した日だ 要健康観	から数え ⁻ 現察	₹5日間	出勤										
	教職員が同居家族との濃厚接 触者に特定された場合 注7)	※窓架が判明しに場合は①~④/\ ※窓架が判明しに場合は②~	同居家族の発症日または検体採取日と、 感染対策を始めた日の遅い方の日	無症状 無症状	無症状	無症状	無症状	健康観察(健康観察	健康観察	健康観察	健康観察		・大学に口頭で陰性報告 ・大学に口頭で保健所や医療機関からの自宅待機を指示された期間についての報告 ・特休願提出				
6			出勤不可(同居家族の発症日または検体採取ら数えて5日間自宅待機)ただし、10 (なお、注3-2)の	日間を経過するまで				出勤										
7	教職員の同居家族が濃厚接触者と 特定されたり、 *発熱等のかぜの症状がみられたり することにより、 PCR検査を受検する場合 注7)	出勤不可 ※同居家族の感染が判明した場合は⑥へ 注4)PCR検査の感度参照	同居家族等の 濃厚接触者認定等の日		同居家族 検体採取	同居家族陰性判明								・大学に口頭で同居家族の陰性報告				
			出勤不可(同居家族が陰性と	2判明する日まで	<u>"</u>)		出勤							• 特休願提出				
8	教職員に*発熱等のかぜの症状 がみられ、受診した場合 (PCR検査を受検しない場合)	発症後少なくとも8日が経過し、且つ解熱剤等を 服用していない状態で全ての症状が消失して3日 が経過するまで出勤不可 (ただし、8日または3日については医師の診断 により変更可能)	発熱等のかぜの症状出現	症状あり 症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	体調 回復	無症状	無症状				・大学に口頭で医療機関で自宅待機を指示され た期間について報告				
			出勤不可(原則:発症後少なく	(とも8日が経過	し、且	つ回復行	後3日経	過するま	(で)		出勤			特休願提出				
9	教職員に*発熱等のかぜの 症状があり、 PCR検査を受検する場合 (一例)	発症後少なくとも8日が経過し、陰性であって も、解熱剤等を服用していない状態で全ての症 状が消失して3日が経過するまで出勤不可(ただ し、8日または3日については、医師の診断によ り変更可能)注4)PCR検査の感度参照※感染 が判明した場合は①または②へ	発熱等のかぜの症状出現	症状あり 症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	体調 回復	無症状	無症状				・大学に口頭で医療機関で自宅待機を指示された期間について報告				
			出勤不可(原則:回復後3日経過するまで)							出勤			た期間について報告 ・特休願提出					

注1)「*発熱等のかぜの症状」とは、微熱(普段の体温より高い状態)・発熱(体温が37.5度前後より高い状態)以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調とする。 「*発熱等のかぜの症状」がある場合は、かかりつけ医等身近な医療機関(近医)に電話で相談して受診すること。「近医」がわからない場合は「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」(地域により名称が異なる)に電話で相談すること。

- 注2) 本人の申し出により事務局長判断で在宅勤務可とする。
- 注3-1)オミクロン株が主流である間、家庭内等で濃厚接触者となった場合は、家族等が発症した日または検体採取日と、感染対策(換気、マスク着用、消毒、個室隔離等)を始めた日の遅い方の日から数えて5日間が待機期間である。ただし、改めてその発症日(別の同居者が無症状の場合は検体採取日)を0日目として起算する。
- 注3-2)抗原定性検査キット(薬事承認されたもの)で、2日目・3日目の陰性を確認後、社会機能維持者であるか否かに関らず、3日目から待機の解除を可能とする。解除の判断については保健所に確認不要。(2022.3.16付,7.22一部改正厚労省事務連絡)「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」https://www.mhlw.go.jp/content/000968056.pdf
- 注4)PCR検査の感度は70%程度と言われている。そのため、PCR検査で陰性であっても、新型コロナウイルス感染症でないとは言い切れないことがある。そのため、濃厚接触者と特定され陰性と判明した場合でも、患者と接触した翌日から7日間の自宅待機が要請される。また、PCR 検査は、発症から10日以降は検出性能が低い。そのため、PCR検査で陰性であっても、かぜの症状がある場合には、加療を優先させて体調回復するまで自宅待機をすることを基本とする。ただし、症状が長引いた場合で、医師が、「非感染性であり、出勤可」と判断した場合は出勤可と なる。
- 注5) その他、「教職員の出勤不可」についての最終的判断は事務局長判断とする。
- 注6) 「本早見表」は、現時点での新型コロナウイルス感染症関係(疑い含む)の出勤不可に関する原則をパターン別に示している。今後の知見の動向等により、必要時更新し、柔軟に対応するものとする。
- 注7)本学の教職員または学生の中で陽性者が確認され、その者と接触があった者(本学の教職員)を濃厚接触者候補範囲に特定するかどうかの判断は事務局長が行う。(令和4年2月4日臨時企画運営会議決定。令和4年1月26日付奈良県通知対応。)